

第2章 市の現状と課題

第1節 人口・世帯

本市の人口は、平成17年の56,607人をピークに減少を続け、平成25年4月1日現在55,986人と、平成17年に比べ621人減少しています。

一方、世帯数は平成17年に比べ2,024世帯増加し、平成25年4月1日現在21,500世帯となっています。1世帯当たりの人員は0.3人減少し2.6人となり、ますます単身世帯・核家族化が進んでいることがわかります。

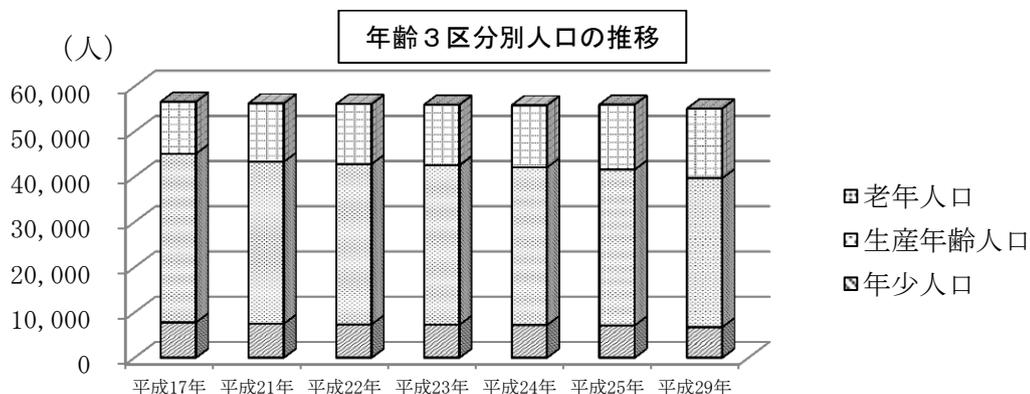
年齢区分別にみると、平成25年の年少人口比率は、平成17年と比べ1.1ポイント減少し12.8%、生産年齢人口は、4.3ポイント減少し61.6%となっています。一方、老年人口比率は、平成17年に20%を超えてから年々増加し続け5.4ポイント増の25.6%と4人に1人が高齢者という状況になっています。

今後も、この状況で推移すると4年後の平成29年にはさらに少子高齢化が進み、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されます。

那珂市の人口推移

		平成17年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成29年
人口 (人)	年少人口	7,841	7,535	7,392	7,284	7,236	7,167	6,788
	生産年齢人口	37,310	35,815	35,461	35,260	34,872	34,467	32,934
	老年人口	11,456	12,911	13,257	13,405	13,727	14,352	15,378
	計	56,607	56,261	56,110	55,949	55,835	55,986	55,100
比率 (%)	年少人口	13.9	13.4	13.2	13.0	13.0	12.8	12.3
	生産年齢人口	65.9	63.7	63.2	63.0	62.5	61.6	59.8
	老年人口	20.2	22.9	23.6	24.0	24.5	25.6	27.9
世帯数(世帯)		19,476	19,476	20,519	20,939	21,060	21,500	21,875
一世帯当たり人員(人)		2.9	2.9	2.7	2.7	2.7	2.6	2.5

資料：平成25年までは住民基本台帳（各年4月1日）、平成29年は総合計画による推計値
住基法改正(H24.8)により、平成25年は外国人の人数を含む
※年少人口（0～14歳）生産年齢人口（15歳～64歳）老年人口（65歳～）



少子化の状況を地区別にみると、14歳以下の人数7,167人のうち45.0%にあたる3,222人が菅谷地区に住んでいます。中でも5歳以下の未就学児は、2,546人のうち51.1%の1,303人が菅谷地区に集中し、他の地区との差が広がっています。

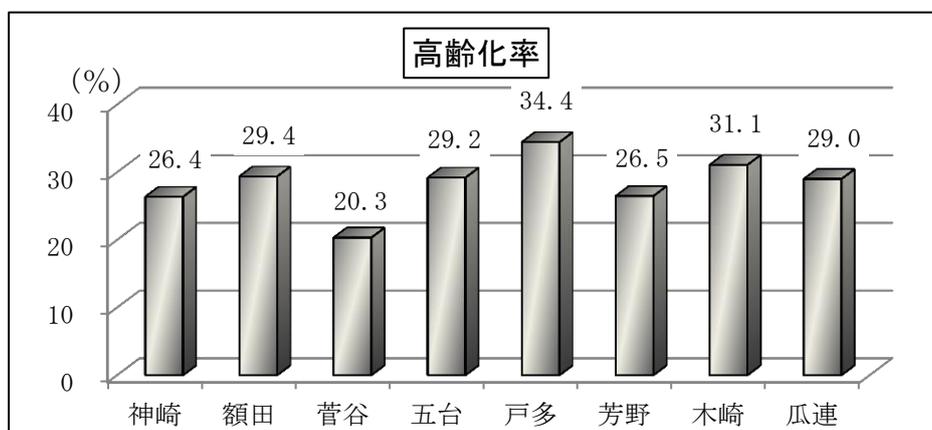
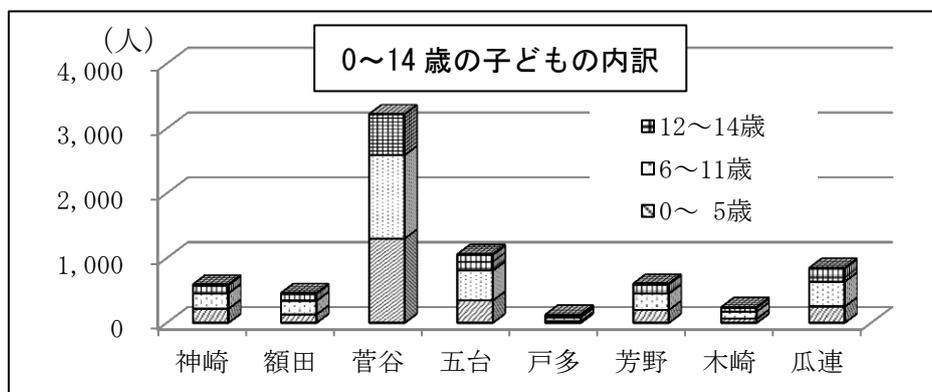
高齢化の状況を地区別にみると、高齢化率が最も高いのは戸多地区の34.4%、最も低いのは菅谷地区の20.3%となっています。すべての地区で高齢化率は20%を超えており、菅谷地区を除く7地区は25%を超えています。

また、各地区の一人暮らしの高齢者の割合は、菅谷地区では1.0%ですが、戸多地区1.8%、木崎地区1.6%、瓜連地区1.5%などとなっており、地域に応じた福祉のあり方が課題となってきます。

地区別年齢別状況

	神崎	額田	菅谷	五台	戸多	芳野	木崎	瓜連	合計
人口(人)	5,322	3,946	20,773	8,286	1,867	4,924	2,461	8,407	55,986
0～5歳(人)	220	132	1,303	345	28	200	65	253	2,546
6～11歳(人)	238	210	1,287	461	59	251	110	383	2,999
12～14歳(人)	136	120	632	254	41	156	69	214	1,622
0～14歳(人)	594	462	3,222	1,060	128	607	244	850	7,167
0～14歳の子どもの割合(%)	11.2	11.7	15.5	12.8	6.9	12.3	9.9	10.1	12.8
65歳以上人口(人)	1,403	1,159	4,222	2,419	643	1,304	765	2,437	14,352
高齢化率(%)	26.4	29.4	20.3	29.2	34.4	26.5	31.1	29.0	25.6
一人暮らし高齢者(人)	57	46	199	131	34	68	40	126	701
一人暮らし高齢者の割合(%)	1.1	1.2	1.0	1.6	1.8	1.4	1.6	1.5	1.3

資料：住民基本台帳・那珂市介護長寿課（平成25年4月1日）



第2節 福祉の現状

(1) 高齢者

要介護（要支援）認定者数は年々増加しています。特に平成23年からの増加が顕著で、2年間で276人増え平成25年は2,135人となっています。今後も高齢者人口の増加により介護保険制度の利用者は増えるものと考えられます。

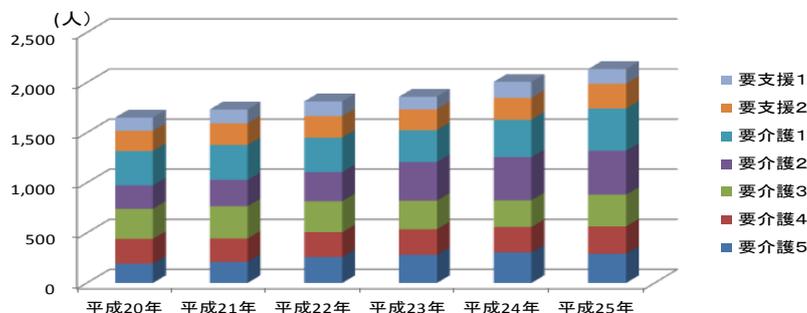
介護保険（要介護・要支援認定者数の推移）

単位：人

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第1号 被保険者	要介護5	193	211	259	281	304	292
	要介護4	247	233	247	256	254	273
	要介護3	301	322	310	284	267	316
	要介護2	233	261	290	385	430	438
	要介護1	344	349	344	319	374	420
	要支援2	200	217	215	208	219	249
	要支援1	133	139	148	126	159	147
	計	1,651	1,732	1,813	1,859	2,007	2,135

資料：那珂市介護長寿課（介護保険事業実施報告 各年3月末日）

第1号被保険者の内訳



◇高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり◇

「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、市内3圏域にある地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り、高齢者福祉の充実に努めています。

また、介護予防事業の効果的な実施や地域包括ケアの推進、介護保険事業の円滑な運営など高齢者の保健・福祉・介護施策について、総合的かつ計画的に必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、包括的・継続的なサービス体制を推進しています。

(2) 障がいのある人

平成25年4月1日から障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に難病等患者が追加され、障がい者(児)数は平成25年は2,582人となっています。このうち障がい者手帳を持つ人は2,256人で、身体、知的に障がいのある人は、この数年大きな変化はありませんが、精神に障がいのある人は増えており、難病等患者(326人)と合わせると人口の約4.6%を占めています。障がいの種別は違っても、福祉的支援を必要としています。

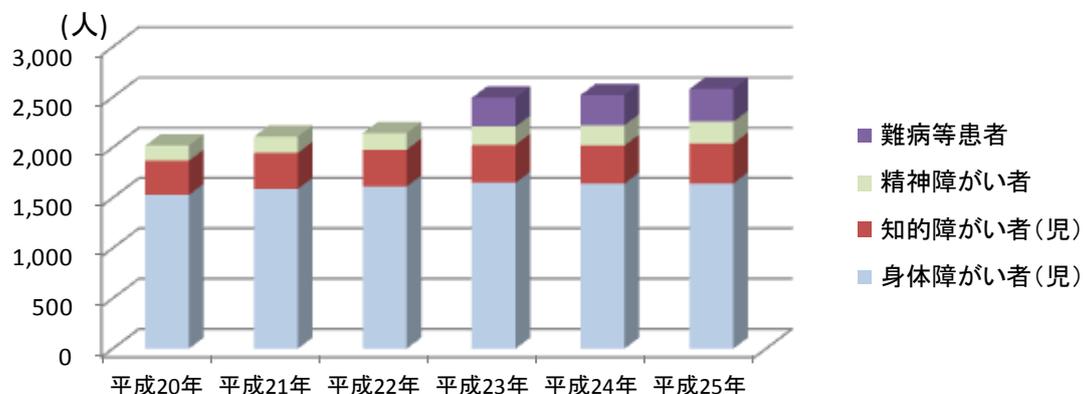
障がい者(児)の状況

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
身体障がい者(児)	1,529	1,587	1,612	1,649	1,641	1,643
知的障がい者(児)	339	360	367	378	378	395
精神障がい者	151	161	164	181	202	218
難病等患者				287	301	326
合計	2,019	2,108	2,143	2,495	2,522	2,582

資料：那珂市社会福祉課（各年3月末日）

障がい者(児)の状況



◇ともに暮らし ともに輝くために◇

「那珂市障がい者プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画することのできる共生社会の実現を目指しています。

保健・医療・福祉・教育・雇用など、分野を横断する総合的な支援、生涯をとおしてライフステージに応じた支援、物理的・制度的・心理的・情報の4つのバリアフリー化推進のための施策を行っています。

(3) 子ども

本市の出生数は、ほぼ 400 人前後で推移しており、人口千人当たりの出生数としては、ほぼ 8 人前後で推移していますが、若干、減少する傾向にあります。

出生率は、茨城県や全国と比較すると低く、平成 24 年の茨城県平均の人口千人当たり出生数は 7.9 人となっており、市の出生率が伸びないことが危惧され、一層の少子化の進展が懸念されます。

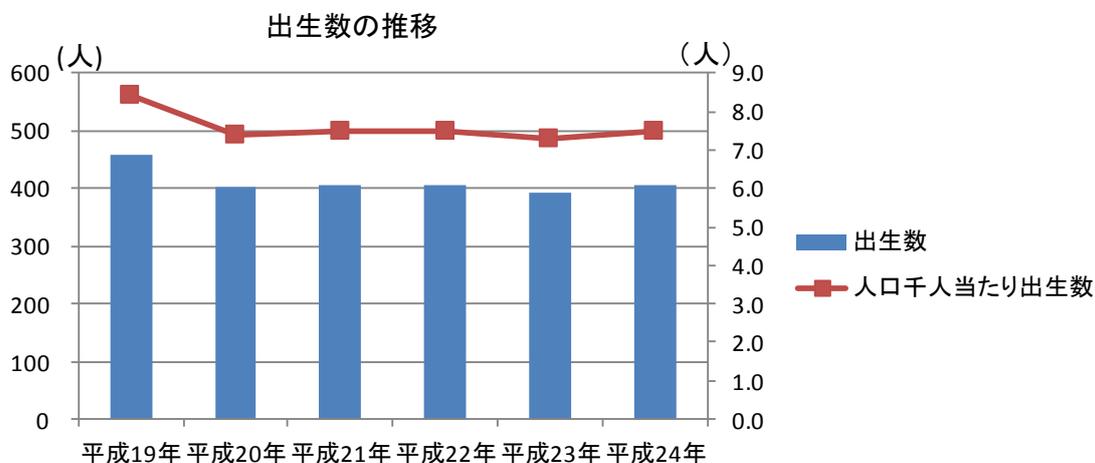
また、市では平成 19 年度から地域子育て支援センター「つぼみ」を開設し、育児不安の解消など子育てにかかる相談を行い、平成 25 年度からこども発達相談センター「すまいる」を開設し、心身に障がいのある子どもの早期発見と早期療育を行っています。

出生数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	458	401	407	404	394	405
人口千人当たり出生数	8.4	7.4	7.5	7.5	7.3	7.5

単位：人

資料：茨城県人口動態統計



◇子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう◇

那珂市次世代育成支援対策後期行動計画に基づき、「安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり」として、子育ての不安や負担の解消・子育てと仕事の両立・安心できる出産・育児、「子どもが元気に成長できるまちづくり」として、子育てを支援する環境の整備・子どもの人権尊重・個性豊かで創造性のある学びの場の構築、「地域社会全体が子育てを支えるまちづくり」として、子育て推進体制の整備・児童の健全育成・子どもの安全確保、という基本目標を達成するため、子育て支援の各種施策を行っています。

第3節 地域福祉活動の現状

(1) 住民自治の取り組み

本市では、市民の自主性・自発性に基づく活動により魅力あるまちづくりを推進するため、市協働のまちづくり指針および市協働のまちづくり推進基本条例を制定し、各地域に市民自治組織である地区まちづくり委員会および自治会を設置しました。また、各地域の自治活動が円滑に運営できるよう、地区交流センターや市民活動支援センターなどの拠点施設を確保・整備しました。

市内8地区に設置されている地区まちづくり委員会は、地区内の自治会や市民活動団体などで構成されています。また、市内には69の自治会があり市民に最も身近なコミュニティである組合（班）を単位として、地域での自主的な活動を行っています。

(2) 民生委員・児童委員

市内を3地区に分け、合計105名の民生委員・児童委員が、地域福祉の向上のため活動しています。活動内容は、地域住民の生活実態や諸問題の把握・問題解決のための訪問活動、心配ごとや悩みごとの相談・助言、福祉制度やサービスの情報提供、定例会や研修会の開催などと多岐にわたります。

今後も、民生委員・児童委員の活動や役割について一層の周知を図るとともに、地域住民の立場に立った相談・支援に取り組み、地域住民に密着した活動を進めていく必要があります。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や福祉関係機関など民間福祉の中核となって、福祉に関する諸問題を連携・協働によって計画的に解決しようとする公共性・公益性の高い民間の団体です。

平成24年3月に策定した第2次那珂市地域福祉活動計画では、東日本大震災の際に活発に行われた支え合い活動を、住民や福祉関係機関などの協働によってさらに進めることが示されています。この計画に沿って、地域福祉の充実と推進のため活動することが期待されます。

(4) ボランティア活動

ボランティア活動は福祉分野に始まり、環境や防犯活動など多岐にわたっています。平成 23 年度から開始した「市民活動団体登録制度」には、平成 25 年 4 月現在 240 の団体が登録し活動を行っています。

また、市民活動支援センターでは、市民自治組織、市民活動団体、ボランティア団体などの活動に必要な情報の収集・提供、活動に対する助言・相談、活動に必要な備品の貸出を行うなど、総合的な支援を行っています。

第4節 市民アンケート調査結果から

市では、第2次地域福祉計画策定に当たり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握するため、市内にお住いの20歳以上の方々にアンケート調査を実施しました。（詳細については、参考資料を参照してください。）

（1）地域とのかかわりについて

隣近所との付き合いの頻度については、「顔を合わせると挨拶をしあう程度」が半数以上となっており、特に年齢が上がるにつれ親しく行き来をしているという傾向が見られ、若い世代ほど近隣とのかかわりが希薄になっています。

また、今後どのような付き合いがしたいですかとの質問には、「現状よりも親しい付き合いをしたい」との回答が4割を超え、人と人とのつながりが進展していくことを、潜在的に期待していると見ることができます。

（2）地域での活動について

地域の行事や活動への参加頻度については、「要請等があればときどき参加している」が半数近くとなっており、年代別に見ると若年層の参加頻度が少なくなっています。

参加できない理由については、「仕事や家事・育児などで時間に余裕がない」が6割弱となっています。一方、「活動内容等の情報がわからない」、「自信がない」、「どう参加するのかわからない」などの意見もあることから、活動内容や開催日時、情報の提供方法を工夫し、子育てを終了した主婦層や若年層の積極的な参加を促すことにより、地域活動を活発化することができると思われます。

（3）地域福祉への関心度について

福祉サービスの情報の入手方法については、「市の広報紙・ホームページ」が大半を占めています。若年層は、インターネットにより情報を入手している比率が高い一方、「インターネットは高齢者には困難」との意見もあり、情報提供の方法については偏ることなく、広く住民が情報を取得できるような手段や方法を構築していく必要があります。

(4) 地域福祉の推進について

「福祉のまちづくり」を推進するため市が重点的に取り組むべきものについては、「高齢者や障がい者が安心して生活できる福祉サービスや施設の充実」が最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実」となっています。

住民と行政との関係については、半数以上の方が「福祉に関する課題については行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答しており、住民自身も地域福祉を推進していくうえでは、住民と行政との協働が必要と考えていることが見られます。

(5) 災害時の対応について

東日本大震災の影響から、市が重点的に取り組むべきものとして「災害時に助けを必要とする人の支援体制の整備」が前回の調査時に比べ約2倍に増え、危機管理意識の高まりを見せています。また、避難所を知っていても利用しなかった方が9割弱おり、利用しなかった理由の中には、「障がい者や高齢者がいるから迷惑がかかると思った」など、社会的弱者を抱える住民が、周囲に遠慮して利用していなかったという現状が見られました。

「災害時要援護者名簿」の個人情報の取り扱い方については、半数以上が「災害時に必要であれば個人情報を共有してもいい」と回答していますが、慎重な考えを持っている方も多く見られ、緊急時の個人情報使用については、引き続き理解を求め要援護者の支援体制づくりを進めていく必要があります。

第5節 地域福祉の課題

本市の福祉の現状および市民アンケート調査から見えてきた大きな3つの課題に取り組みます。

① 人づくり

- ・地域福祉は市民が主役であるという福祉や人権に関する意識の高揚
- ・地域福祉の生活課題に対し、一人ひとりが課題の解決に向け、主体的に活動する意識の高揚

② 心をつなぐ地域づくり

- ・同じ悩みを持つ人どうしが支え合い、地域に暮らすさまざまな人が気軽に交流できる機会づくり
- ・困った時に気軽に助け合える仕組みづくり
- ・自ら、地域に参加できるきっかけづくりや場所づくり
- ・地域福祉活動に取り組む個人、団体、関係機関および行政とが対等の立場で連携・協力しあえる環境づくり
- ・市民の自発性を尊重し、多様な活動を支援する受け皿づくり

③ 安心の暮らしづくり

- ・誰でも簡単に情報が手に入り、いつでも相談できる仕組みづくり
- ・質・量ともに十分なサービスが提供され、利用者の不安や相談に的確に対応できる体制づくり
- ・福祉サービスの利用方法や制度、提供する事業者などの情報が的確に伝わる仕組みづくり
- ・人にやさしい福祉のまちづくり（道路、交通機関、住環境などの改善）
- ・犯罪のないまち、防犯体制の確立
- ・災害に強いまち、自主防災組織の設立の推進
- ・災害時等緊急事態の際の要援護者への迅速かつ的確な支援体制づくり
- ・要援護者の情報の的確な把握と関係機関などとの情報の共有